

# 特許協力条約に基づく国際出願

## 願書

出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。

### 受理官庁記入欄

国際出願番号

国際出願日

(受付印)

出願人又は代理人の書類記号

(希望する場合、最大12字)

### 第I欄 発明の名称

### 第II欄 出願人

この欄に記載した者は、発明者でもある。

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

電話番号：

ファクシミリ番号：

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の  すべての指定国  米国を除くすべての指定国  米国のみ  追記欄に記載した指定国  
指定国についての出願人である：

### 第III欄 その他の出願人又は発明者

その他の出願人又は発明者が続葉に記載されている。

### 第IV欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名

次に記載された者は、国際機関において出願人のために行動する：

代理人

共通の代表者

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

電話番号：

ファクシミリ番号：

代理人登録番号：

通知のためのあて名：代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

**第 III 欄 その他の出願人又は発明者**

この続葉を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は  
次に該当する：

- 出願人のみである。
- 出願人及び発明者である。
- 発明者のみである。  
(ここにレ印を付したときは、  
以下に記入しないこと)

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の  
指定国についての出願人である： すべての指定国  米国を除くすべての指定国  米国のみ  追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は  
次に該当する：

- 出願人のみである。
- 出願人及び発明者である。
- 発明者のみである。  
(ここにレ印を付したときは、  
以下に記入しないこと)

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の  
指定国についての出願人である： すべての指定国  米国を除くすべての指定国  米国のみ  追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は  
次に該当する：

- 出願人のみである。
- 出願人及び発明者である。
- 発明者のみである。  
(ここにレ印を付したときは、  
以下に記入しないこと)

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の  
指定国についての出願人である： すべての指定国  米国を除くすべての指定国  米国のみ  追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：（姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。）

この欄に記載した者は  
次に該当する：

- 出願人のみである。
- 出願人及び発明者である。
- 発明者のみである。  
(ここにレ印を付したときは、  
以下に記入しないこと)

出願人登録番号：

国籍（国名）：

住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の  
指定国についての出願人である： すべての指定国  米国を除くすべての指定国  米国のみ  追記欄に記載した指定国

その他の出願人又は発明者が他の続葉に記載されている。

**追記欄** この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

1. 全ての情報を該当する欄の中に記載できないとき（特別な追記欄が用意されている第VIII欄（i）から（v）までを除く）

この場合は、「第…欄の続き」（欄番号を表示する）と表示し、記載できない欄の指示と同じ方法で情報を記載する；特に、  
(i)出願人又は発明者として1人以上を表示する場合で、「統葉」を使用できないとき。

この場合は、「第III欄の続き」と表示し、第III欄で求められている同じ情報を、それぞれの者について記載する。住所（国名）欄に表示が無い場合、氏名（名称）及びあて名欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。

(ii) 第II欄または第III欄の枠の中で、「追記欄に記載した指定国」にレ印を付しているとき。

この場合は、「第II欄の続き」、「第III欄の続き」又は「第II欄及び第III欄の続き」と記載し、該当する出願人の氏名（名称）を表示し、それぞれの氏名（名称）の次にその者が出願人となる指定国（広域特許の場合には、A R I P O特許・ヨーラシア特許・ヨーロッパ特許・O A P I特許）を記載する。

(iii) 第II欄又は第III欄の枠の中で、発明者又は発明者及び出願人である者が、全ての指定国のために又は米国のために発明者ではないとき。

この場合は、「第II欄の続き」、「第III欄の続き」又は「第II欄及び第III欄の続き」と記載し、該当する発明者の氏名を表示し、その者が発明者である指定国（広域特許の場合には、A R I P O特許・ヨーラシア特許・ヨーロッパ特許・O A P I特許）を記載する。

(iv) 第IV欄に示す代理人以外に代理人がいるとき。

この場合は、「第IV欄の続き」と表示し、第IV欄で求められている同じ情報を、それぞれの代理人について記載する。

(v) 第VI欄の枠の中で、優先権を主張する先の出願が4件以上あるとき。

この場合は、「第VI欄の続き」と表示し、第VI欄で求められているものと同じ情報を、それぞれの先の出願について記載する。

2. 国際出願が、特定の指定国において「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」又は「追加実用証」の出願として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合は、それぞれの指定国名又は2文字の国コードを記載し、かつ「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」又は「追加実用証」並びに原出願、原特許又はその他原付与の番号及び原特許又はその他原付与の登録日又は原出願の出願日を表示する（規則4.11(a)( )及び4.9の2.1(a)又は(b)）。

3. 国際出願が、米国において先の出願の「継続出願」又は「一部継続出願」として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合、「米国」又は「U S」と記載し、かつ「継続出願」又は「一部継続出願」並びに原出願の番号及び出願日を表示する（規則4.11(a)( )及び4.9の2.1(d)）。

**第 欄 国の指定**

この願書を用いてされた国際出願は、規則 4 . 9 ( a )に基づき、国際出願日に拘束される全ての PCT 締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。

しかしながら、以下の国については指定をせず、その国の国内保護を求める。

DE ドイツについては指定をしない

JP 日本については指定をしない

KR 韓国については指定をしない

RU ロシアについては指定をしない

(上記のチェック欄は、上記の特定の国の指定を除外するときに使用することができ、この指定を除外することができるには、出願の際若しくは規則 26 の 2.1 により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第 欄で主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限る。しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。)

**第 VI 欄 優先権主張**

以下の先の出願に基づく優先権を主張する：

先の出願日 (日・月・年)	先の出願番号	先の出願		
		国内出願：パリ条約同盟国名又は WTO 加盟国名	広域出願：広域官庁名	国際出願：受理官庁名
( 1 )				
( 2 )				
( 3 )				

他の優先権の主張（先の出願）が追記欄に記載されている。

**認証謄本の送付**：上記の先の出願（ただし、本国際出願の受理官庁に対して出願されたものに限る）のうち、以下のものについて、出願書類の認証謄本を作成し国際事務局へ送付することを、受理官庁（日本国特許庁の長官）に対して請求する。

すべて  優先権(1)  優先権(2)  優先権(3)  その他は追記欄参照

**優先権の回復**：上記の優先権主張欄又は追記欄で特定される先の出願のうち、項目（\_\_\_\_\_）について優先権の回復を受理官庁に対して請求する（優先権の回復の請求を裏付ける更なる情報が提出されなければならないことについて、第VI欄の備考を参照）。

**引用による補充**：条約第 11 条 ( 1 ) (iii) ( d ) 若しくは ( e ) に規定する国際出願の要素の全部、又は規則 20 . 5 ( a ) に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の一部がこの国際出願には含まれていないが、受理官庁が条約第 11 条 ( 1 ) (iii) に規定する要素の 1 つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則 20 . 6 に基づく確認の手続を条件として、その要素又は部分を規則 20 . 6 の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。

**第 VII 欄 國際調査機関**

国際調査機関（ISA）の選択（2以上の国際調査機関が国際調査を実施可能な場合、いずれかを選択し二文字コードを記載。）

ISA /

先の調査結果の利用請求；当該調査の照会（先の調査が、国際調査機関によって既に実施又は請求されている場合）

出願日（日・月・年） 出願番号 国名（又は広域官庁名）

**第 VIII 欄 申立て**

この出願は以下の申立てを含む。（下記の該当する欄をチェックし、右にそれぞれの申立て数を記載）

申立て数

- |   |   |       |
|---|---|-------|
| 第 VIII 欄(i) 発明者の特定に関する申立て                             | : | _____ |
| 第 VIII 欄(ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における<br>出願人の資格に関する申立て  | : | _____ |
| 第 VIII 欄(iii) 先の出願の優先権を主張する国際出願日における<br>出願人の資格に関する申立て | : | _____ |
| 第 VIII 欄(iv) 発明者である旨の申立て<br>(米国を指定国とする場合)             | : | _____ |
| 第 VIII 欄(v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する<br>申立て            | : | _____ |

### 第 VIII 欄 (i) 発明者の特定に関する申立て

申立ては実施細則第 211 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(i)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

発明者の特定に関する申立て（規則 4.17(i) 及び 51 の 2.1(a)(i)）



この申立ての続葉として「第 欄(i)の続き」がある

## 第 VIII 欄 (ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て

申立ては実施細則第 212 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(ii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て（規則 4.17(iv)に基づく申立てに該当しない場合）（規則 4.17(ii)及び 51 の 2.1(a)(ii)）



この申立ての続葉として「第 欄(ii)の続き」がある

### 第 VIII 欄 (iii) 先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て

申立ては実施細則第 213 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(iii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て（本国際出願の出願人が、優先権主張する先の出願の出願人と異なる場合、又は先の出願日から出願人の氏名又は名称が変更されている場合）（規則 4.17(iii) 及び 51 の 2.1(a)(iii)）



この申立ての続葉として「第 欄(iii)の続き」がある

## 第 VIII 欄 (iv) 発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合）

申立ては実施細則第 214 号に規定する以下の標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(iv)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

### 発明者である旨の申立て（規則 4.17(iv)及び 51 の 2.1(a)(iv)） (米国を指定国とする場合)

私は、特許請求の範囲に記載され、かつ特許が求められている対象に関して、自らが最初、最先かつ唯一の発明者である（発明者が 1 名しか記載されていない場合）か、あるいは共同発明者である（複数の発明者が記載されている場合）と信じていることを、ここに申し立てる。

本申立ては、本書がその一部をなす国際出願を対象としたものである（出願時に申立てを提出する場合）。

本申立ては、国際出願PCT/\_\_\_\_\_を対象としたものである（規則 26 の 3 に従って申立てを提出する場合）。

私は、自分の住所、郵便のあて名及び国籍を氏名に統一して記載していることをここに申し立てる。

私は、特許請求の範囲を含め、上記国際出願を検討し、かつ内容を理解していることを、ここに表明する。私は、PCT 規則 4.10 の規定に従い、上記出願の願書において主張する優先権を特定し、かつ、「先の出願」という見出しの下に、出願番号、国名又は世界貿易機関の加盟国名、出願日、出願月、出願年を記載することで、米国以外の少なくとも一国を指定している PCT 国際出願を含め、優先権の主張に係る基礎出願の出願日よりも前の出願日を有する、米国以外の国で出願された特許又は発明証の出願をすべて特定している。

先の出願： \_\_\_\_\_

私は、連邦規則法典第 37 編規則 1.56 ( 37 C.F.R. § 1.56 ) に定義された特許性に関し重要であると知った情報について開示義務があることを、ここに承認する。さらに、一部継続出願である場合、先の出願の日から一部継続出願の PCT 国際出願日までの間に入手可能になった重要な情報について開示義務があることを承認する。

私は、表明された私自身の知識に基づく陳述が真実であり、かつ情報と信念に関する陳述が真実であると信じることをここに申し立てる。さらに、故意に虚偽の陳述などを行った場合は、米国法典第 18 編第 1001 条に基づき、罰金、拘禁、又はその両方により処罰され、またそのような故意による虚偽の陳述は、本出願又はそれに対して与えられるいかなる特許についても、その有効性を危うくすることを理解した上で陳述が行われたことを、ここに申し立てる。

氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_  
( 都市名及び、米国の州名（該当する場合）又は国名 )

郵便のあて名： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

国籍： \_\_\_\_\_

発明者の署名： \_\_\_\_\_ 日付： \_\_\_\_\_  
( 署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。 )

氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_  
( 都市名及び、米国の州名（該当する場合）又は国名 )

郵便のあて名： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

国籍： \_\_\_\_\_

発明者の署名： \_\_\_\_\_ 日付： \_\_\_\_\_  
( 署名は代理人ではなく、発明者のものでなければならない。 )

この申立ての続葉として「第 欄(iv)の続き」がある

## 第 VIII 欄 (v) 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て

申立ては実施細則第 215 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第 欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第 欄(v)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を顛書に含めないこと。

不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て（規則 4.17(v)及び 51 の 2.1(a)(v)）



この申立ての続葉として「第 欄(v)の続き」がある

## 第VIII欄(i)～(v)の続き 申立て

第 欄(i)～(v)の紙面が不足する場合(同欄(iv)において2人以上の発明者を記載する場合を含む)「第 欄…(i)～(v)の番号を記載)の続き」としたうえ、当該申立てと同様に必要事項を記載する。2以上の申立てにおいて紙面不足がある場合、それぞれに別々の欄を使用する。この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

**第IX欄 照合欄；出願の言語**

この国際出願は次のものを含む。

(a) 紙形式での枚数  
願書(申立て及び追記用紙を含む)… 枚

明細書(配列表または配列表に関連するテーブルを除く)… 枚

請求の範囲… 枚

要約書… 枚

図面… 枚

**小計**

配列表… 枚

配列表に関連するテーブル… 枚

(いずれも、紙形式での出願の場合はその枚数  
電子形式の有無を問わない。  
下記(C)参照)**合計**(b)  電子形式のみの

(実施細則第801号(a)(i))

(i)  配列表(ii)  配列表に関連するテーブル(c)  電子形式と同一の

(実施細則第801号(a)(ii))

(i)  配列表(ii)  配列表に関連するテーブル媒体の種類(フレキシブルディスク、CD-ROM、CD-R、その他)  
と枚数 配列表… 配列表に関連するテーブル…

(追加的写しは右欄9(ii)または10(ii)に記載)

この国際出願には、以下にチェックしたものが添付されている。

数

1.  手数料計算用紙

:

 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面

:

 国際事務局の口座への振込を証明する書面

:

2.  個別の委任状の原本

:

3.  包括委任状の原本

:

4.  包括委任状の写し(あれば包括委任状番号)

:

5.  記名押印(署名)の欠落についての説明書

:

6.  優先権書類(上記第VI欄の( )の番号を記載する): \_\_\_\_\_

:

7.  国際出願の翻訳文(翻訳に使用した言語名を記載する): \_\_\_\_\_

:

8.  寄託した微生物又は他の生物材料に関する書面

:

9.  電子形式の配列表

(媒体の種類と枚数も表示する)

(i)  規則13の3に基づき提出する国際調査のための写し

(国際出願の一部を構成しない)

:

(左欄(b)(i)又は(c)(i)にレ印を付した場合のみ)

(ii)  規則13の3に基づき提出する国際調査のための写しを含む追加的写し

:

(iii)  國際調査のための写しの同一性、又は左欄に記載した配列表を含む写しの同一性についての陳述書を添付

:

10.  電子形式の配列表に関連するテーブル

(媒体の種類と枚数も表示する)

(i)  実施細則第802号bの4に基づき提出する国際調査のための写し

(国際出願の一部を構成しない)

:

(左欄(b)(ii)又は(c)(ii)にレ印を付した場合のみ)

(ii)  実施細則第802号bの4に基づき提出する国際調査のための写しを含む追加的写し

:

(iii)  國際調査のための写しの同一性、又は左欄に記載した配列表に関連したテーブルを含む写しの同一性についての陳述書を添付

:

11.  その他(書類名を具体的に記載): \_\_\_\_\_

要約書とともに提示する図面:

本国際出願の言語:

**第X欄 出願人、代理人又は共通の代表者の記名押印**

各人の氏名(名称)を記載し、その次に押印する。

**受理官庁記入欄**

1. 国際出願として提出された書類の実際の受理の日

2. 図面

3. 国際出願として提出された書類を補完する書面又は図面であって  
その後期間内に受理されたものの実際の受理の日(訂正日) 受理された

4. 特許協力条約第11条(2)に基づく必要な補完の期間内の受理の日

 不足図面がある5. 出願人により特定された  
国際調査機関

I S A /

6.  調査手数料未払いにつき、国際調査機関に  
調査用写しを送付していない。**国際事務局記入欄**

記録原本の受理の日: